

## 入居者（仮当選者）等の決定に係る優先的抽選による優遇措置について

募集戸数を申し込み者数が上回ると抽選により入居者（仮当選者）、補欠者を決定します。

この抽選において、下記の要件に1つ該当する申し込み者は、該当しない申し込み者に比べて当選する確率を2倍とし、要件に2つ以上該当する申し込み者は該当しない申し込み者に比べて当選する確率を4倍とする優遇措置がとられます。

<要件>

高齢者	夫婦でどちらかが60歳以上の世帯
	申込者が60歳以上で、かつ同居者が60歳以上の世帯、又は18歳未満の世帯
	60歳以上の単身者
障害者	障害の程度が4級以上の身体障害者又は障害者がいる世帯
	障害の程度が2級以上の精神障害者又は障害者がいる世帯
	障害の程度がB1以上の知的障害者又は障害者がいる世帯
戦傷病者	障害の程度が恩給法別表第1号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は表ノ三の第一款症のいずれかに該当する戦傷病者がいる世帯
母(父)子	現在婚姻していない方で、20歳未満の扶養親族がいる方から構成される世帯
子育て	小学校就学前の子どもがいる世帯
多子	18歳未満の子が3名以上いる世帯
D V 被害者	D V 関連法の規定する保護の終了した日若しくは裁判所の命令が効力を生じた日から5年経過していない者、国の通知に基づく証明書が発行されている者又は被害者と20歳未満の扶養親族がいる方から構成される世帯
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者として認定を受けた者又は認定者がいる世帯
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所等に入所していた者又は入所していた者がいる世帯
引揚者	海外より日本に引き揚げた日から5年以内の引揚者又は引揚者がいる世帯
中国残留邦人等	中国残留邦人等又は中国残留邦人等がいる世帯
犯罪被害者等	高知県犯罪被害者等支援条例第2条第2号に規定する犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族）がいる世帯
土砂災害特別警戒区域居住者	高知県の指定する土砂災害特別警戒区域に居住する者であって、次のいずれにも該当する世帯 ① 現在居住している住宅が、土砂災害特別警戒区域指定以前から存すること。 ② 現在居住している住居の構造が、建築基準法施行令第80条の3の構造基準を満たしていないこと。